

掲示期間 3.20-3.29

建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第12号

建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法による意見の聴取に関する規則（昭和39年新潟市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第48条第15項」を「第48条第16項」に、「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。